

1 指定事業者の届出事項

(下記の届出を怠った場合、水道法第 25 条の 11 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号の規定により指定の取消し処分に該当する。)

(1) 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

※ 変更のあった日から 30日以内に届出が必要である。

○ 変更届添付書類の一覧 (●印は添付が必要)

指定事項の変更項目		定款 及び 登記簿謄本	住民票 又は 外国人登録 証明書の写し	誓約書	位置図	変更前の 指定事業者証
法人	① 所在地	●			●	●
	② 名称	●				●
	③ 代表者	●		●		●
	④ 役員	●		●		
個人	① 所在地		●		●	●
	② 氏名又は名称		●			●
	③ 法人化	●		●		●

(2) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

※ 選任の主任技術者が 欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から 14日以内に新たに主任技術者を選任し、届出が必要である。

※ 主任技術者を 選任・解任したときは、速やかなる届出が必要である。

○選任にあつては、届出書のほか免状及び資格証の写しを添付すること。

○解任にあつては、届出書のみ提出。

(3) 指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開 届出書

※ 廃止・休止の場合は、廃止・休止の日から30日以内に届出が必要である。

○廃止・休止にあつては、届出書のほか交付されている指定事業者証を添付すること。

※ 再開の場合は、再開の日から10日以内に届出が必要である。

○再開にあつては、届出書のほか指定の申請に準じた書類の添付を求める場合がある。